

東北大学における教職員適格審査とその文書

－人事課移管文書・石崎政一郎文書Ⅱ－

小 幡 圭 祐

はじめに

本稿は、2014年（平成26）3月31日付で公開に至った特定歴史公文書のうち、筆者が整理・目録作成業務を担当した人事課移管文書（『東北大学百年史』編纂事業終了にあたって2010年東北大学史料館に移管されたもの、以下人事課文書）の構造を分析するものである。このほど公開された人事課文書は、主に戦後GHQの指令により東北帝国大学・東北大学（以下、東北大学）¹によって行われた教職員適格審査に関する文書（人事/2010/H1～48、全208点）であり、その内容はおおよそ、①内閣に設置された委員会・総理府監査課で行われた公職適格審査関係、②東北大学で基本的にも実施された教職員適格審査関係に大別することができる。この二つの文書群は、それぞれが発生する背景となった法令・制度を異にしており、これがもとで文書群の有り方をも規定している部面がある。当該史料の利用に際しては法令・制度をまず押さえることが不可欠である。本稿では、この点を踏まえたうえで、それぞれの文書群の構造を法令・制度に則して明らかにすることにつとめ、その構造から窺うことのできる教職員適格審査の実像の一端を垣間見ることとしたい。

また、東北大学史料館が所蔵する教員個人文書のうち、法文学部・法学部教授であった石崎政一郎の文書のなかに教員適格審査に関する文書が存在している（「石崎政一郎文書Ⅱ」、以下石崎文書Ⅱ）²。後述するが、石崎は東北大学に置かれた適格審査に関する委員会のうち、東北帝国大学法文学部教員適格審査委員会ならびに全学的な東北大学教員適格審査委員会の委員をつとめた人物であり、当該文書は人事課文書を補完するものと考えられる。石崎文書Ⅱを併せて検討することで、人事課文書の位置づけをよりクリアにすることができるであろう。

ちなみに、東北大学で実施された教職員適格審査については、すでに『東北大学五十年史』で言及があり³、また『東北大学百年史』で人事課文書や石崎文書Ⅱを利用してその概要が述べられているが⁴、『東北大学五十年史』における「各大学にある数の割当があつたから、何人かは追放せざるを得ない」⁵という指摘をいまだに越えられていないように愚考する。本稿は、この指摘を実証的に検討するための前提として、委員会の概要や史料状況を把握する基礎的作業として位置付けることとする。

1. 人事課文書（公職資格審査関係）

(1) 公職追放の概要

公職追放は、「新憲法制定、財閥解体、農地改革、労働改革、教育改革などとともに、非軍事化・民主化を目標としたアメリカの対日占領政策の一翼を担い、戦後日本の変革史に重大な足跡を残した」とされ、連合国最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）の思惑により「日本における民主主義の成長のため有害とみなされる人物をすべて公職から除去する手段」としての役割をも期待されていた⁶。公職追放は、1946年（昭和21）1月4日のGHQから日本政府に発せられた「公務従事ニ適セザル者ノ公職カラノ除去ニ関スル覚書」（SCAPIN—550）、「政党、政治

結社、協会及ビソノ他ノ団体ノ廃止ニ関スル覚書」(SCAPIN—548)によって開始され、前者に付された附属書A号においてA 戦争犯罪人、B 職業陸海軍職員、陸海軍省の特別警察職員および官吏、C 超国家主義的、暴力主義的、秘密愛国的団体の有力分子、D 大政翼賛会、翼賛政治会、大日本政治会の活動における有力分子、E 日本の膨張に関係した金融機関および財界、F 占領地の行政長官、G その他の軍国主義者および超国家主義者、と追放対象が示された。中でもG項が「公職追放者の範囲を広げると同時に、公職追放者の解釈上融通を効かせるべく考案」された「いわば掬い網のようなもの」であり、公職追放の実施過程で最も威力を発揮したとされる⁷。「公務従事ニ適セザル者ノ公職カラノ除去ニ関スル覚書」に基づき、政府は同年2月28日勅令第109号「就職禁止、退官、退職等ニ関スル件」、ならびに閣令・内務省令第1号「『就職禁止、退官、退職等ニ関スル件』施行ニ関スル件」を公布・施行し(以下、旧規定)、「通常一級官待遇以上ノ者ヲ占ムル官職ニ在ルモノ」= 勅任官が「覚書該当者」として内閣総理大臣に指定された場合、退官・退職となり以後官職に就くことが不可能となった。また、「覚書該当者」に指定されるか否かの判断の材料となる、内閣総理大臣の定める「調査表」の提出が命じられた。同日、公職資格審査を行う第一次公職資格審査委員会(委員長= 榎橋渡内閣書記官長)が内閣に設置されて審査が開始されたが、第一次委員会は3月31日実施の総選挙立候補者の審査で忙殺されたため⁸、本格的な審査が行われたのは6月29日に設置された第二次委員会(委員長= 美濃部達吉枢密顧問官)においてであった⁹。

1947年(昭和22)1月4日には旧規定を全部改正し、公職追放の範囲を「中央レベルで残されていた経済界、言論界へと拡大されると同時に、都道府県から市町村に至る地方レベルまで拡大」¹⁰した勅令第1号「公職ニ関スル就職禁止、退職等ニ関スル勅令」が公布・施行された(以下、新規定)。これと同時に中央公職適否審査委員会(第三次委員会、委員長= 松島鹿男元外務事務次官、のち牧野英一元東京帝国大学教授)が、また追放該当者が訴願するための公職資格訴願委員会が同年3月3日に設置された¹¹。冷戦の進行に伴い、アメリカの対日占領政策が転換すると、1948年(昭和23)5月10日に両委員会は廃止されるが、新たな公職就任者の資格審査は引き続き首相(総理府監査課)が行うものとされた¹²。一方の訴願については日本政府の主導により1949年(昭和24)2月8日第二次公職資格訴願委員会が設置され、追放解除が促進された¹³。朝鮮戦争やマッカーサー解任を経、日本政府は抜本的な追放解除を推進し、1951年(昭和26)5月14日政令諮問委員会を設置して公職追放令の改編を企図、これを引き継いだ公職資格審査会が6月18日以後追放解除の審査業務を開始し、6月20日の第一次追放解除を皮切りに相次いで追放解除を発令した。12月24日には第三次公職資格訴願委員会が設置され、更なる追放解除を発表、最終的に1952年(昭和27)4月28日のサンフランシスコ平和条約の発効に伴う公職追放令の廃止により追放解除が完了した¹⁴。

(2) 東北大学と公職資格審査

東北大学においては、1946年1月18日の文部次官通牒により1月4日覚書がもたらされ、「尚具体的措置ニ付テハ追而通牒相成可キ」とされた¹⁵。これを受けて2月14日、事務局庶務課は学内各部局に対して「予メ貴() (学部・研究所・医院—筆者注) 勅任官ニ付キ同指令附属書B号様式ニ依ル質問書(調査表—筆者注)ニ記載スベキ資料ヲ準備シ置カレル様致度申添」えた¹⁶。大学としては「本学ニ於テハ一応該当者ガ無イ見込」という見解であったが¹⁷、同年2月28

日の旧規定が施行されるに至って、調査表の提出が義務付けられることとなった。文部省管轄の帝国大学において、その構成員たる総長・教授・助教授ら教員は「文部教官」、事務職員・技術職員は「文部事務官」・「文部技官」であった¹⁸。このうち、1946年の旧規定において「通常一級官待遇以上ノ者ヲ占ムル官職ニ在ルモノ」＝勅任官に該当するのは、一級官吏である総長と教授の一部であり、彼らが公職資格審査の対象となった。1946年2月21日現在の勅任官は佐武安太郎総長以下112名であった¹⁹。

1947年には旧規定にかわって新规定が定められ、委員会の委員就任などを理由に改めて審査が行われたのは総長以下46名（名誉教授を含む）であった²⁰。更に総理府で新たに新规定に基づき公職審査を行うにあたり、従前の旧規定による審査が無効と規定改正がなされたため、1948年10月18日文部大臣秘書課長より現職の一級官（休職も含む）と一級待遇者（名誉教授を含む）で新规定による審査を受けていない者の調査表の提出が命じられた²¹。これに該当する者のうち61名分の調査表は、1949年1月15日に一括して佐武総長による上司証明を受け、同月22日適189号により文部省へ提出された²²。また、追加分として3月1日適189号にて3名²³、同月19日適189号にて2名の調査表が送付され²⁴、順次適格の判定がなされて現職者の公職審査は完了することとなった。以後は一級官への陞任や新規採用の都度、調査表が調製され文部大臣官房人事課に提出されている²⁵。

1950年（昭和25）12月11日の文部省人事課長より、内閣総理大臣官房監査課長の同月2日総資第497号「八級職以下の官吏等の公職資格審査について」および同月7日総資第500号「八級職以下の官吏等の公職資格審査事務の取扱いについて」に基づき、内閣総理大臣による八級職以下（従前の二級官の一部と三級官〈判任官〉）の公職資格審査が義務付けられ、調査票・本カードの提出が命じられた²⁶。同年5月27日総資第336号官房長官依命通牒により九級職以上（従前の一級官と二級官〈奏任官〉の一部）の官吏が内閣総理大臣の審査を要することとなっていたから²⁷、この時に合わせて九級職以上の未審査者に対しても調査表・本カードの提出が義務付けられ、一括して審査がなされることとなった。この際に作成された名簿（1951年1月現在）によれば、九級職以上の職員は589名、八級職以下職員を含めた東北大学職員は1435名であった（東北大学附属医学専門部・東北大学宮城師範学校・東北大学宮城青年師範学校・東北大学仙台工業専門学校職員を含む）²⁸。一括審査が終了後は、新規採用の折々に調査表を提出し、審査を受けている²⁹。

東北大学においては、法文学部の新明正道教授が1946年8月13日、また鈴木宗忠名誉教授が同年11月19日に1946年勅令第109号「就職禁止、退官、退職等ニ関スル件」の覚書該当者として指定され公職追放となったが³⁰、新明については1949年2月8日設置の公職資格訴願委員会に対する訴願の結果1950年10月13日公職追放解除となった³¹。鈴木も最終的に追放解除となったものとみられる。

(3) 公職資格審査関係文書の概要

公職資格審査は全時期において内閣・総理府によって実施されたため、基本的に残っている文書は、①文部省や各部局との往復文書綴と②文部省を介して提出された調査表・本カードが主である。以下、旧規定審査、新规定審査、九級職以上・八級職以下審査の時期ごとの文書についてその概要を述べておきたい。

まず旧規定の時期における文書については、①については、1946年1月18日 文部次官通牒の題名を冠する「公職ヨリ好マシカラサル職員除去方ニ関スル件」(人事/2010/H1-1)がある。また、②については、理学部・医学部・金属材料研究所・高速力学研究所・選鉱製錬研究所・非水溶液化学研究所の一級官について存在しており(人事/2010/H2-1~2-6)、教職追放となった者については後述する教職不適格関係の簿冊に収められている(人事/2010/H27)。

次に新规定の時期における文書であるが、①については、「公職資格審査判定綴(人事掛)」(人事/2010/H3)がある。②については、総理庁による審査前に審査を済ませたもの(人事/2010/H5-1~5-15、但し旧規定による審査済の者を含む)、総理庁による審査のために作成されたもの(人事/2010/H6-1~12)に大別される。また、新规定の実施後、1947年1月24日に「調査表補足追加分提出の件」なる通知が出され、旧規定による被審査者に調査表補足の提出が命じられており、その控が残っている(人事/2010/H4-1~4-8)。

九級職以上・八級職以下審査が行われるようになった時期の文書として、①については「公職資格審査関係(在職者)」(人事/2010/H7)が存在し、また、九級職以上の名簿の一部(人事/2010/H8、完全なものは人事/2010/H7に所収)と八級職以下の名簿に適格指定を受けた証である確認番号を記したもの(人事/2010/H9)が残っている。②については、一括審査を受けた分の調査表(人事/2010/H10-1~10-17)と本カード(人事/2010/H11-1~11-22)があり、一括審査後の個別審査の調査表(人事/2010/H12-1~12-15)は欠があるもののまとまった形で残っている。

以上のカテゴリーとは別に、元職業軍人として公職追放に該当する職員の調査や留任申請に関する書類が一括して存在している(人事/2010/H16-1~16-2)。

2. 人事課文書(教職員適格審査関係)

(1) 教職追放の概要

GHQは日本政府に対し、1945年(昭和20)10月22日「日本教育制度ニ対スル管理政策」、同月30日「教員及教育関係官ノ調査、除外、認可ニ関スル件」という二つの覚書を発した。前者は「教職追放の基本方針を示し、軍国主義的・超国家主義的教育関係者を教育界から排除し、自由主義的・反軍国主義的教職員の復帰を求め」、後者は「教職追放に関する施策を具体的に示した」ものであった³²。日本政府は、覚書に応じるため1946年5月7日勅令第263号「教職員ノ除去、就職禁止及復職等ノ件」³³を公布、施行した。「職業軍人、著名ナル軍国主義者若ハ極端ナル国家主義者又ハ連合軍ノ日本占領ノ目的及政策ニ対スル著名ナル反対者(以下教職不適格者ト称ス)ニ該当スル者トシテ主務大臣ノ指定スルモノハ教職ヨリ去ラシメラレ爾後教職ニ就クコトヲ得ズ」と、教職員は基本的に教職員適格審査が義務付けられ、主務大臣に「調査表」を提出するものとされた。また、「本令施行ノ際現ニ通常一級官待遇以上ノ者ヲ占ムル教職ニ在ル者ニ付昭和二十一年勅令第百九号第一条ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ」と、勅任官については教職員適格審査と共に既述した公職資格審査が課された³⁴。勅令と同日、閣令・文部・農林・運輸省令第1号「『教職員ノ除去、就職禁止及復職等ノ件』の施行に関する件」(以下、「施行規則」)³⁵ならびに文部省訓令第5号「教職員の適格審査をする委員会に関する規程」³⁶が出された。前者では、「教職不適格に指定を受けるべき者の範囲を、審査委員会の審査判定に従い、『施行規則』『別表第一』に示された範囲に該当するものと、審査委員会にかけないで、『施行規則』『別表第

二』に示された範囲に該当する者（以下『自動追放』とする）と二本立ての基準」を設け、「前者は過去の具体的行為・思想について委員会が判断するのに対して、後者『自動追放』は、過去の地位や経歴のみにより教職不適格者と指定を受け」るものであった³⁷。後者は、適格審査を行う委員会の設置について定めるもので、①国民学校・青年学校・中等学校の教員と視学を審査する都道府県教員適格審査委員会（設置者＝地方長官）、②高等専門学校の教員を審査する学校集団教員連絡審査委員会（設置者＝学校集団長）、③大学教員を審査する大学教員適格審査委員会（設置者＝大学総長・大学長、数個の学部を置く大学では各学部別に置く）、④大学長・高等専門学校長・二級官待遇以上の職員（事務長など）を審査する教育職員適格審査委員会（設置者＝文部次官）、⑤前の四つの委員会の審査を不当とする再審査請求者を審査する中央教職員適格審査委員会（設置者＝文部大臣）の五種類を置くとした³⁸。即ち、帝国大学の場合、総長・事務長などは文部省が、教員はその大学に置かれた大学教員適格審査委員会が審査することとなった。

この文部省訓令第5号は1947年5月1日文部省訓令第3号³⁹によって改正がなされ、①小・中学校・高等学校教員と視学を審査する都道府県教員適格審査委員会（設置者＝地方長官）、③大学教員を審査する大学教員適格審査委員会（設置者＝大学総長・大学長）、④大学長（従前の高等専門学校長を含む）・二級官以上の職員と従前の②が担当していた教員を審査する教育職員適格審査委員会（設置者＝文部大臣）、⑤再審査請求者を審査する中央教職員適格審査委員会（設置者＝文部大臣）と役割が変更となった。なお、③については、学部毎に置くのではなく「大学別に設け」、「学部を有する大学」については「各学部を代表するよう組織」すべきとされた。さらに同年12月18日の「施行規則」改正に伴う文部省訓令第11号⁴⁰により、④の審査対象が三級官以上の職員に拡張されたことで、大学の事務職員・技術職員の多くも文部省の④教職員適格審査委員会（従前の教育職員適格審査委員会）において審査が行われることとなった。

以後、数次にわたって「施行規則」が改正されたが、1951年3月、文部省はGHQで教職員の適格審査を担当していた民間情報教育局（CIE）に、公職資格審査における公職資格訴願委員会のような、再審査を行う審査会を設置する試案を提示し、6月22日政令第225号により、中央教職員適格審査委員会を廃止し、教職員適格再審査会を設置した。教職員適格再審査会は、①都道府県教職員適格審査委員会・③大学教員適格審査委員会・④教職員適格審査委員会による不適格判定の再審査を行うこととされた。概ね、公職追放解除に追従する形で教職追放解除がなされ、1952年4月12日に審査が終了した⁴¹。

(2) 東北大学と教職員適格審査

東北大学においては、1946年5月7日勅令第263号「教職員ノ除去、就職禁止及復職等ノ件」や文部省訓令第5号「教職員の適格審査をする委員会に関する規程」を受けて、③大学教員を審査する大学教員適格審査委員会として「各学部、各研究所の教授、助教授、講師等約三八八名を審査の対象として五個の委員会を設置」した。但し、一つの学部・研究所に対し一つの委員会を設ける場合もあれば、複数の学部・研究所に対し一つの委員会を設けることもあった。まず、6月8日理学部・農学研究所・硝子研究所・科学計測研究所の審査を担当する東北帝国大学理学部教員適格審査委員会が発足、次いで10日金属材料研究所の審査を担当する金属材料研究所教員適格審査委員会、14日工学部・選鉱製錬研究所・高速力学研究所・電気通信研究所・

非水溶液化学研究所の審査を担当する東北帝国大学工学部教員適格審査委員会、18日医学部・抗酸菌病研究所の審査を担当する東北帝国大学医学部教員適格審査委員会、19日法文学部の審査を担当する東北帝国大学法文学部教員適格審査委員会が発足した⁴²。委員は全て教授・助教授の互選により、副委員長・幹事など役職の設置はそれぞれの委員会に委ねられていた(表1)。例えば、東北帝国大学理学部教員適格審査委員会は副委員長を置かず幹事2名を置き、金属材料研究所教員適格審査委員会は副委員長1名を置き、幹事は教員ではなく三宅志熊事務長が担当した⁴³。

審査については、「委員会の運営は五個の委員会夫々独自の方法を以て行ひつゝあり。概ね月一回、又は二回開催を標準とす。その間小委員を挙げて調査に当り慎重を期し居る」、「各委員会独自の方法によるも大略小委員に於て精しく調査し本委員会に於て報告採決の方法により概ね問題なきものは九月中に終り慎重審査を要するものは十月中に終る予定なり」とされている⁴⁴。設置から廃止までの審査数は、東北帝国大学理学部教員適格審査委員会112名(うち1名不適格判定)、東北帝国大学医学部教員適格審査委員会117名(全員適格判定)、東北帝国大学工学部教員適格審査委員会113名(全員適格判定)、東北帝国大学法文学部教員適格審査委員会63名(うち2名不適格判定)、金属材料研究所教員適格審査委員会42名(全員適格判定)、総計447名(うち3名不適格判定)である⁴⁵。教職不適格者と指定された3名は、法文学部の廣濱嘉雄教授・奥津彦重助教授、農学研究所の手島周太郎講師であり、他に法文学部の新明正道教授と鈴木宗忠名誉教授が委員会の審査によらない「自動追放」となった。いずれも中央教職員適格審査委員会に再審査請求がなされたが、適格と判断されたのは手島のみであった⁴⁶。ちなみに、②学校集団教員連絡審査委員会として1946年7月1日「東北六県(青森、岩手、秋田、山形、宮城、福島)に存する高等専門学校(三十五校)の教員約一、三〇〇名を対象」とする東北地区学校集団教員適格審査委員会(委員長=野口明第二高等学校長)が設置されているが、東北大学総長が学校集団長としてその設置・運営に関与している⁴⁷。

1947年5月1日文部省訓令第3号により③大学教員を審査する大学教員適格審査委員会が新たに設置されることとなり、6月10日に「東北帝国大学教員適格審査委員会規程」⁴⁸を制定・施行し、従前の五委員会にかわる東北帝国大学教員適格審査委員会が東北大学本部に設置され、「東北帝国大学各学部及び東北帝国大学に附置されている各研究所に所属する文部教官、講師、名誉教授、授業嘱託等及びこれらの職につかうとするものの教員適格の審査をする」こととなった。10月1日には東北帝国大学から東北大学への改称により東北大学教員適格審査委員会となったとみられる。委員については、設置時に従前の五つの委員会から各一名が選出され、退官による委員補充は前任者の所属部局から推薦されたため、結果として理学部・医学部・工学部・法文学部(法学部)・金属材料研究所の五部局の教員が担当した(委員長・副委員長は互選)(表2)。当初、従前の委員会において副委員長や幹事を担当した者が意識的に選任されたことがわかる。

審査方法については、文部省から、従前の各学部・研究所の適格審査委員会で行っていたような「各学部に於て、委員会に提出する前に小委員会のやうなものを作って、そこに於て大体審査し、本委員会では、それによって只形式的に審査すると云ふ方法はいけない」との指示があったことから、今後は「調査表は全部委員会のほうに提出して頂いて、各部局を代表されてゐる各委員にその関係の調査表を廻付して下審査をして頂いて、本委員会に於て、説明して頂

表1 東北帝国大学教員適格審査委員会の構成

東北帝国大学理学部教員適格審査委員会

教授 (16)	◎小林巖 (理)、●高橋純一 (理)、山田光雄 (理)、三枝彦雄 (理)、富永齊 (理・硝)、石川總雄 (理)、吉井義次 (理)、●松隈健彦 (理)、青木廉二郎 (理)、藤瀬新一郎 (理)、元村勲 (理)、加藤愛雄 (理)、淡中忠郎 (理)、松山多賀一 (科)、岡村俊彦 (科)、木村次郎 (農)
助教授 (7)	木村有香 (理)、安積宏 (理)、一柳壽一 (理)、中林陸夫 (理)、曾根廣 (理)、田邊彌佐久 (科)、水島宇三郎 (農)

東北帝国大学医学部教員適格審査委員会

教授 (11)	◎佐藤彰 (医)、丸井清泰 (医)、大里俊吾 (医)、那須省三郎 (医)、伊藤實 (医)、林雄造 (医)、正宗一 (医)、黒川利雄 (医)、立木豊 (医)、中澤房吉 (医)、篠田礼 (医)
助教授 (5)	塚田進 (医)、松岡茂 (医)、山村道雄 (医)、山形敏一 (医)、大石武一 (医)

東北帝国大学工学部教員適格審査委員会

教授 (16)	◎西澤恭助 (工)、抜山平一 (工)、渡邊寧 (工)、抜山四郎 (工)、沼知福三郎 (工)、八田四郎次 (工)、成瀬政男 (工)、●的場幸雄 (工)、永井健三 (工)、佐藤知雄 (工)、棚澤泰 (工)、鈴木廉三九 (工)、福島弘毅 (工)、枝本勇雄 (速)、鳥海達郎 (非)、菊池喜充 (通)
助教授 (7)	梅津良之 (工)、岡村進 (工)、淵澤定敏 (工)、松野泰夫 (工)、石原康正 (工)、大平五郎 (工)、矢鳥悦次郎 (選)

東北帝国大学法文学部教員適格審査委員会

教授 (11)	◎高橋里美 (法)、土居光知 (法)、中川善之助 (法)、高橋穰 (法)、○長谷田泰三 (法)、中村重夫 (法)、高柳眞三 (法)、清宮四郎 (法)、木村亀二 (法)、細谷恒夫 (法)、●石崎政一郎 (法)
助教授 (5)	小林淳男 (法)、河野與一 (法)、桑原武夫 (法)、齋藤秀夫 (法)、小谷鶴次 (法)

金属材料研究所教員適格審査委員会

教授 (9)	◎本多光太郎 (名)、○石原寅次郎 (金)、岩瀬慶三 (金)、増本量 (金)、大日方一司 (金)、壽時富彌 (金)、神田英蔵 (金)、廣根徳太郎 (金)、白川勇記 (金)
助教授 (3)	山本美喜雄 (金)、小川四郎 (金)、今井勇之進 (金)

* 典拠：〔連合軍への適格審査報告関係〕（人事 /2010/H14）、法文学部・理学部・医学部・工学部・金属材料研究所教員適格審査委員会審査記録（人事 /2010/H17-1～H17-5）

* 表記：◎＝委員長、○＝副委員長、●＝幹事、法＝法文学部、理＝理学部、医＝医学部、工＝工学部、金＝金属材料研究所、選＝選鉱製錬研究所、通＝電気通信研究所、科＝科学計測研究所、速＝高速力学研究所、非＝非水溶液化学研究所、農＝農学研究所、硝＝硝子研究所、名＝名誉教授

表2 東北帝国大学（東北大学）教員適格審査委員会の構成

第1回 (1947. 6.10)～ 第19回 (1949. 3.14)	◎高橋純一 (理) 大里俊吾 (医) 的場幸雄 (工) ○石崎政一郎 (法) 石原寅次郎 (金)
第20回 (1949. 3.31)～ 第32回 (1950. 3.27)	山田光雄 (理) 大里俊吾 (医) 的場幸雄 (工) ○石崎政一郎 (法) ◎石原寅次郎 (金)
第33回 (1950. 4.27)～ 第38回 (1950. 9.22)	山田光雄 (理) 那須省三郎 (医) ○的場幸雄 (工) ◎石崎政一郎 (法) 増本量 (金)
第39回 (1950.10.30)～ 第46回 (1951. 5.24)	○山田光雄 (理) 那須省三郎 (医) ◎的場幸雄 (工) 柳瀬良幹 (法) 増本量 (金)
第47回 (1951. 7. 9)～ 第56回 (1952. 3.24)	○山田光雄 (理) 林雄造 (医) ◎的場幸雄 (工) 柳瀬良幹 (法) 増本量 (金)

* 典拠：「東北帝国大学教員適格審査委員会議事録」（人事 /2010/H34）

* 表記：◎＝委員長、○＝副委員長、法＝法文学部・法学部、理＝理学部、医＝医学部、工＝工学部、金＝金属材料研究所

く方法」に切り替えられることとなった⁴⁹。審査は1947年6月10日の第1回から1952年3月24日の第56回にかけて行われ⁵⁰、延べ1484名がいずれも適格と判定されている⁵¹。また1951年7月31日の第48回審査以降は、通常の審査の外に新明・奥津・廣濱らの教職不適格者の判定解除に関する意見書の修正や原案起草者の指名を行っており、委員会が彼らの指定解除に向けて主体的に関わっていたことがわかる⁵²。ちなみに、④教職員適格審査委員会においては、1949年3月8日事務職員の高橋倍夫と高野信男が不適格判定を受けて追放になっているが⁵³、最終的に不適格判定を受けた新明・廣濱・奥津・鈴木・高橋・高野らは、1951年から1952年にかけて、いずれも教職員適格再審査委員会に再審査の申請がなされ、指定解除となった⁵⁴。

(3) 教職員適格審査関係文書の概要

教職員適格審査関係文書の概要を見る上で確認しておかなければならないのは、1946年5月7日文部省訓令第5号「教職員の適格審査をする委員会に関する規程」第18条である。以下全文を掲げる。

第十八条 審査委員会の設置者は、次に掲げる書類を整備し保管しなければならない。

- 一 調査表
- 二 審査記録
- 三 適格者名簿
- 四 不適格者名簿
- 五 解職者及復職者名簿
- 六 その他審査に関する一件書類

東北帝国大学の場合、委員会は各学部・研究所毎に設置されるものの、設置者は大学総長であるから、通常であれば本部の事務局に上記書類が保管されていたと考えられる。まず、一の調査表であるが、教職員適格審査に用いられたと思われる調査表は、一級官については一部を除きほとんど確認することができない⁵⁵。一級官は同時に公職資格審査を受ける必要があったから、公職資格審査用の調査表（人事/2010/H2-1~2-6）をもって充当したとも考えられるが、定かではない。二級官についてはある程度まとまった形で確認できるが、総数49名分であり審査数と比較しても少ない（人事/2010/H19-2~19-10）。二の審査記録については、法文学部・理学部・医学部・工学部・金属材料研究所適格審査委員会のものが揃っている（人事/2010/H17-1~H17-5）。三・四の適格者名簿・不適格者名簿についても同様に各学部・研究所適格審査委員会のものがそれぞれ存在する（人事/2010/H18-1~18-5）。五については、同名の簿冊は確認できないものの、1946年10月16日付発適43号「教職員の除去、就職禁止及復職等に関する報告の件」に基づき文部大臣官房適格審査室宛に提出された、各学部・各研究所教員適格審査委員会の報告綴があり（人事/2010/H15）、これが代用されたものと考えられる。六については、同名の簿冊（人事/2010/H28）のほか、文部省からの通牒綴（人事/2010/H13）、第9軍団司令官・宮城軍政府司令官に提出された報告一括（人事/2010/H14）が存在している。

なお、当該期においては東北大学総長が東北地区の学校集団長をつとめていた関係で、②学校集団教員連絡審査委員会に当たる東北地区学校集団教員適格審査委員会に関する文書も含まれている（人事/2010/H20~24）。

次に、文部省訓令第5号を改正した1947年5月1日文部省訓令第3号を確認する。改正によ

り第17条で以下のように定められた。

第十七条 審査委員会の設置者は、次に掲げる書類を整備し保管しなければならない。

- 一 調査表
- 二 審査記録
- 三 適格者名簿
- 四 不適格者名簿
- 五 その他審査に関する一件書類

まず、一については、1947年6月10日～1952年3月24日に審査されたものが編綴された状態で残されている（人事/2010/H36-1～H36-48）。それぞれの簿冊に記載されている調査表には1～1443の通し番号が付されており、名簿（人事/2010/H35-1～H35-2）と対照できるようになっている⁵⁶。二については、同名の簿冊が存在しているが（人事/2010/H33）、1948年10月30日の第16回審査までしか記載されておらず、1952年3月24日の第56回審査を網羅するものは未編綴の議事録のみである（人事/2010/H34）。三・四については、先述の名簿（人事/2010/H35-1～H35-2）のほか、発適43号に代わって1947年6月18日付発適71号「適格審査の状況報告について」に基づき文部省大臣官房人事課適格審査室宛に提出された報告書綴がある（人事/2010/H30）。五については、先述の同名の簿冊（人事/2010/H28）があるが、ほかに東北帝国大学（東北大学）教員適格審査委員会の設置に関する簿冊（人事/2010/H25）、委員会の経費・解散に関する簿冊（人事/2010/H26）、通牒綴（人事/2010/H29）、適格審査確認書下附願綴（人事/2010/H31）、照会綴（人事/2010/H32-1～32-2）がある。

また、文部省の④教育職員適格審査委員会（教職員適格審査委員会）によって審査された事務職員・技術職員の名簿（人事/2010/H38）や調査表の控（人事/2010/H39-1～41-3）も系統的に存在しているほか、適格審査の法令集や解説書なども残されている（人事/2010/H42～48）。

以上のほかに、全時期を網羅する文書として特記すべきものとして「不適格者関係綴」なる簿冊が存在している（人事/2010/H27）。教職不適格者に指定された新明・廣濱・奥津らに関する、指定から指定解除までに至る文書が一括して収められており、中でも廣濱・奥津の東北帝国大学法文学部教員適格審査委員会の詳細な審査判定書や、東北大学教員適格審査委員会による不適格判定解除に関する意見書などは、東北大学の適格審査の性格を検討する上でも不可欠であるといえよう。

3. 石崎文書Ⅱ

最後に、石崎文書Ⅱの位置づけについて確認しておきたい。石崎政一郎（1895～1972）は労働法を専門とする法律学者で、1934年（昭和9）9月に東北帝国大学法文学部講師に就任、1938年（昭和13）に教授に就任し社会法論講座を担当した。戦後は、1952年4月から1954年（昭和29）3月まで法学部長を務め、1959年（昭和34）3月に定年退職して名誉教授となり、その後立教大学・上智大学で教鞭をふるっている。

人事課文書からわかる石崎と公職資格審査・教職適格審査との関係についてであるが、主に教職適格審査との関わりが大きいと言えよう。まず、1946年6月19日に発足した東北帝国大学法文学部教員適格審査委員会の委員に名を連ねており⁵⁷、委員会の中でも幹事として内閣や文

部省の適格審査室からの問い合わせに対する被審査者とのやりとりや委員会への報告などを担当している⁵⁸。さらに、石崎は全学の教職員を対象とする、1947年6月10日に設置された東北帝国大学（東北大学）教員適格審査委員会においても委員を担当し、第1回審査から副委員長、1950年4月27日の第34回審査から9月18日の第38回審査で委員を辞任するまで委員長を務めている⁵⁹。委員会の解散当時は委員ではなかったものの、1952年5月22日委員会解散時に学長室で行われた学長挨拶に、解散時の委員であった的場・山田・柳瀬・増本・林の五委員と共に招待されており⁶⁰、同委員会における活躍ぶりが窺い知れる。即ち、石崎は教職員適格審査の開始から終了近くまで東北大学における審査を担当していた重要人物といえよう。

石崎文書Ⅱは19点（石崎Ⅱ / 1～19）からなる。収録時期としては、前者の東北帝国大学法文学部教員適格審査委員会の機能していた1946年から1947年のものであり、残念ながら東北帝国大学（東北大学）教員適格審査委員会での活動はほとんど窺い知ることができない。それでも、教職員適格審査において石崎文書Ⅱの持つ重要な性格を二つ挙げるができる。

一つは、東北帝国大学法文学部教員適格審査委員会が発足する前の段階における調査資料を含むという点である。石崎は1946年3月、我妻栄東京帝国大学法文学部長・相良唯一文部省専門教育課長に相次いで接触し、公職追放・教職追放の審査会の構成・運営や判定基準に関する事項を聴取しており、我妻については高橋里美・廣濱嘉雄両教授宛、相良については高橋里美法文学部長宛に報告している⁶¹。また、事務局から法文学部長宛に出された、不適格者に関する調査依頼⁶²や、大学教員適格審査会の設置依頼⁶³が石崎の手許に残っており、石崎の調査した内容が、法文学部の適格審査委員会の設置や判定基準に与えた影響も少なくないと推察される。

もう一つは、石崎の東北帝国大学法文学部教員適格審査委員会の幹事としての活動を窺える史料が豊富に存在しているという点である。人事課文書には、確かに調査表や審査記録、名簿などが一通り揃っているが、それらはGHQや文部省に提出や保存が義務付けられていたものがほとんどであり、人事課文書単体では委員会（特に各学部・研究所ごとに設置された委員会）の具体的な検討過程を明らかにすることは困難である⁶⁴。一方、石崎は幹事として委員会と被審査者、内閣・文部省とのパイプ役を務めており、かつ東北帝国大学法文学部教員適格審査委員会は教職不適格者を指定した委員会でもあるから、人事課文書と共に石崎文書Ⅱもあわせて繙けば、東北大学における教職員適格審査の実際的一端を明らかにすることができるものと考えられる。また、人事課文書にはない調査表が一部収録されており⁶⁵、調査表については事務局ではなく各委員会で保管していた可能性もあるように思われる。

以上のような石崎文書Ⅱの性格を踏まえた上で、人事課文書の構造から教職員適格審査の有り様を推及すると、東北大学における当初の教職員適格審査が、各部局の委員会における実質的な審議により行われたことを示すと同時に、大学総体としての纏まりをもって教職員適格審査が行われていなかった（行うことができなかった）ことをも示していると考えられる。換言すると、東北大学が大学として教職員適格審査に積極的に関わるようになった（関わるようになるようになった）のは、1947年6月10日の東北帝国大学（東北大学）教員適格審査委員会の設置を待たなければならなかったとすることができるのではなかろうか。「各大学にある数の割当があつたから、何人かは追放せざるを得ない」という状況が課されていたとすれば、各部局の委員会が指定した教職不適格者の追放を解除する上では、新委員会の設置が重要な意味を有していたと想定できよう。このような性格は、様々な学部・研究所を有する総合大学として

の東北大学の教職員適格審査を考える上でも重要な論点になるように思われるのである。

おわりに

以上、公職資格審査を含む、東北大学における教職員適格審査の動向と関係史料の概要を叙述してきた。人事課文書は、東北大学における公職資格審査・教職員適格審査の基本的な史料を収録しているが、特に東北大学本部に設置された東北帝国大学（東北大学）教職員適格審査委員会についての関係史料が充実している一方、その前に各学部・研究所ごとに設置されていた大学教職員適格審査委員会については、設置や運営が各学部・研究所に委ねられていた関係で、具体的な審議過程のわかる史料は限定的である。しかし、このうち法文学部については、これを補う石崎文書Ⅱが存在しており、その一端を明らかにすることが可能である。その他の学部・研究所においても、おそらくは各々の適格審査を担当していた教員あるいは所属する部局が関係文書を持っていたであろうことは推定できるが、今のところ公開されている教員個人文書や法人文書の中には確認することができない。今後の法人文書の移管・公開、教員個人文書の寄贈・整理などに期待したい。

最後に、人事課文書・石崎文書Ⅱについては、東北大学史料館公文書室の定める審査基準や個人情報保護の観点から、審査を必要とするものもある。利用に際しては予め史料館に問い合わせを行うことを強くお奨めする。また、それぞれの目録（石崎文書Ⅱは解説・件名目録もあり）がウェブページ上⁶⁶に公開されているので、適宜参照されたい。

注

- 1 1947年9月30日公布・10月1日施行政令第1号（東北大学百年史編集委員会編『東北大学百年史八 資料一』、財団法人東北大学研究教育振興財団、2004年、204～206頁）により、それまでの帝国大学は国立総合大学とされ、東北帝国大学が東北大学となるが、煩雑を避けるため、便宜的に帝国大学の時期であっても東北大学の呼称を用いる。但し、学内に置かれた組織名などについてはこの限りではない。
- 2 なお、東北大学史料館が所蔵している石崎政一郎の関係文書のうち、学徒動員に関する文書群として「石崎政一郎文書Ⅰ（学徒動員関係）」があり、徳竹剛「通年動員態勢下における学徒勤労働員—東北帝国大学法文学部伊勢崎隊—」（『東北大学史料館紀要』2、2007年）にその概要が紹介されている。
- 3 第一部第六編第一章第二節「教職追放令」、東北大学『東北大学五十年史』上（東北大学、1960年）466～467頁。
- 4 第一部第四編第一章「戦時体制の崩壊と教職追放」（吉原直樹氏執筆）、東北大学百年史編集委員会編『東北大学百年史一 通史一』（東北大学、2007年）519～550頁。
- 5 『東北大学五十年史』上、467頁。
- 6 増田弘『公職追放論』（岩波書店、1996年）1頁。
- 7 前掲増田『公職追放論』8頁。
- 8 以上、第一次委員会については、前掲増田『公職追放論』68～77頁。
- 9 第二次委員会については、前掲増田『公職追放論』80～86頁。
- 10 前掲増田『公職追放論』87頁。
- 11 以上、第三次委員会については、前掲増田『公職追放論』87～93頁。
- 12 前掲増田『公職追放論』241～255頁。
- 13 前掲増田『公職追放論』294～302頁。

- 14 前掲増田『公職追放論』313～324頁。
- 15 1946年1月28日直轄各部長・公私立大学高等専門学校長・地方長官宛官総3号「公職ヨリ好マシカラサル職員除去方ニ関スル件」、「公職ヨリ好マシカラサル職員除去方ニ関スル件」(人事/2010/H1)。
- 16 1946年2月13日起案・2月14日発送各学部長・各研究所長・附属医院長宛秘97号「公職ヨリ好マシカラサル職員除去方ニ関スル件」、「公職ヨリ好マシカラサル職員除去方ニ関スル件」(人事/2010/H1)。
- 17 1946年2月1日起案・2月2日発送宮城県知事宛秘160号「公職ヨリ好マシカラサル者ノ罷免及排除方ニ関スル調査ノ件」、「公職ヨリ好マシカラサル職員除去方ニ関スル件」(人事/2010/H1)。
- 18 1946年4月1日勅令第205号「帝国大学官制」、『東北大学百年史八 資料一』202～204頁。官制交付時における東北帝国大学の職員は、総長1名(文部教官一級)、教授140名(文部教官一級・二級)、助教授120名(文部教官二級)、助手194名(文部教官三級)、事務職員42名(文部事務官二級・三級)、技術職員10名(文部技官二級・三級)であり、ほかに医学部附属医院に技術職員22名(文部技官二級・三級)があった(同204頁)。また、研究所は所員(教授・助教授)111名、助手159名、事務職員17名、技術職員33名である(『東北大学五十年史』上、477頁)。
- 19 1946年2月21日「東北帝国大学勅任官調」、「公職ヨリ好マシカラサル職員除去方ニ関スル件」(人事/2010/H1)。部局の内訳は理学部29、医学部17、工学部21、法文学部32、金属材料研究所4、農学研究所2、選鋳製錬研究所1、科学計測研究所3、高速力学研究所1、非水溶液化学研究所2、附属医院1である(「各部局勅任官調」、人事/2010/H1、但し「東北帝国大学勅任官調」と合計は一致せず)。
- 20 「昭和二十二年勅令第一号による公職適格判定者調」、「公職資格審査判定綴」(人事/2010/H3)。
- 21 1948年10月18日本省各局課(室)長・文部各庁長・直轄各部長・公立大学高等専門学校長宛秘16号「公職審査調査表提出に関する件」、「公職資格審査判定綴」(人事/2010/H3)。
- 22 1949年1月17日起案・1月22日発送文部大臣官房秘書課長宛適189号「公職審査調査表提出について」、「公職資格審査判定綴」(人事/2010/H3)。
- 23 1949年2月28日起案・3月1日発送文部大臣官房秘書課長宛適189号「公職審査調査表提出について」、「公職資格審査判定綴」(人事/2010/H3)。
- 24 1949年3月23日起案・3月19日発送文部大臣官房秘書課長宛適189号「公職審査調査表提出について」(起案日・発送日は原文ママ)、「公職資格審査判定綴」(人事/2010/H3)。
- 25 「公職資格審査判定綴」(人事/2010/H3)。
- 26 1950年12月11日本省各局課長・文化財保護委員会事務局長・直轄各部長・国立大学長宛国人第147号「教職員の公職資格審査について」、「公職資格審査関係(在職者)」(人事/2010/H7)。
- 27 適格審査室「教職員の公職審査について」、「公職資格審査関係(在職者)」(人事/2010/H7)。
- 28 「昭和二十六年一月 公職資格審査名簿(九級職以上)」「昭和二十六年一月 公職資格審査名簿」、「公職資格審査関係(在職者)」(人事/2010/H7)。
- 29 「公職資格審査判定綴」(人事/2010/H3)。
- 30 「不適格者関係綴」(人事/2010/H27)。
- 31 『東北大学百年史一 通史一』548頁、「不適格者関係綴」(人事/2010/H27)。
- 32 山本礼子『占領下における教職追放—GHQ・SCAP文書による研究—』(明星大学出版部、1994年)2頁。
- 33 『東北大学百年史八 資料一』215～217頁。なお、1947年5月21日政令第62号により改正(近代日本教育制度史料編纂会『近代日本教育制度資料』第20巻、大日本雄弁会講談社、1957年、393～395頁)。
- 34 教職員適格審査の解説書によれば、「教育行政官公吏は教職適格の審査を受けるのを建前とするが、その中でいわゆる主要公職に居る者は公職適否審査委員会の審査を受けることになっている。中央公職適否審査委員会と教職員適格審査委員会とは審査の基準が若干異なるので判定が異なることがあり得る。教職員適格審査委員会でも不適格になれば公職委員会でもたとえ適格になつても、教職不適格該当者である」とされている(『教職員適格審査関係法規と解説』204頁、人事/2010/H47)。また、「教職不適格」となった後「公職非該当」となった者、あるいは「教職適格」とされた後「公職不適格」となった場合は、いずれも「あらたな事実が発生した」として教職員適格審査の再審査を文部大臣に申請すべきとされている(同206頁)。

- 35 『近代日本教育制度資料』第20巻、357～362頁。
- 36 近代日本教育制度史料編纂会『近代日本教育制度資料』第19巻（大日本雄弁会講談社、1957年）535～540頁。
- 37 前掲山本『占領下における教職追放』63頁。
- 38 前掲山本『占領下における教職追放』64頁。
- 39 『近代日本教育制度資料』第19巻、546～551頁。なお、同書で法令番号は「文部省訓令第5号」となっているが、正しくは文部省訓令第3号である。
- 40 『近代日本教育制度資料』第19巻、552頁。
- 41 以上、前掲山本『占領下における教職追放』307～330頁。
- 42 以上、1946年8月14日起案・8月17日発送第九軍団司令官宛適42号「東北帝国大学教員適格審査委員会報告」、〔連合軍への適格審査報告関係〕（人事/2010/H14）。
- 43 理学部教員適格審査委員会審査記録・金属材料研究所教員適格審査委員会審査記録（人事/2010/H17-2・5）。
- 44 以上、1946年8月14日起案・8月17日発送第九軍団司令官宛適42号「東北帝国大学教員適格審査委員会報告」、〔連合軍への適格審査報告関係〕（人事/2010/H14）。
- 45 1947年5月5日起案・5月12日発送第九軍団司令官・宮城軍政府司令官各宛報告、〔連合軍への適格審査報告関係〕（人事/2010/H14）。
- 46 以上、「不適格者関係綴」（人事/2010/H27）。ちなみに、鈴木宗忠法文学部名誉教授も「審査委員会で不適格判定がなされた後」文部大臣より不適格指定を受けたとされているが（『東北大学百年史一 通史一』547頁）、鈴木は「別表第二」に該当するいわゆる「自動追放」であり、当該委員会とは関係がない。また、手島は理学部講師とされているが（同544頁）、正しくは農学研究所講師である。
- 47 1946年8月14日起案・8月17日発送第九軍団司令官宛適42号「東北地区学校集団教員適格審査委員会報告」、〔連合軍への適格審査報告関係〕（人事/2010/H14）。
- 48 『東北大学百年史八 資料一』217～218頁。
- 49 『東北大学百年史一 通史一』542頁、「東北帝国大学教員適格審査委員会審査記録」（人事/2010/H33）。
- 50 「東北帝国大学教員適格審査委員会議事録」（人事/2010/H34）。
- 51 「教員適格審査調査表名簿」（人事/2010/H35-1～2）。なお、名簿には「計一四四三名」とあるが、通番を振られていない者・ナンバリングミスなどがあり、実際は1484名分である。
- 52 「東北帝国大学教員適格審査委員会議事録」（人事/2010/H34）。
- 53 『東北大学百年史一 通史一』548頁。
- 54 『東北大学百年史一 通史一』549頁。
- 55 「不適格者関係綴」（人事/2010/H27）に教職不適格者に指定された者の調査表が確認できるとどまる。ほかに法文学部一級教官の調査表が残っているが（人事/2010/H19-1）、文部省視学委員としての調査表控と思われる。
- 56 先述したように、通番を振られていない者・ナンバリングミスなどがあるため、実際は1484名分である。
- 57 〔連合軍への適格審査報告関係〕（人事/2010/H14）。
- 58 「法文学部教員適格審査委員会審査記録」（人事/2010/H17-1）。
- 59 「東北帝国大学教員適格審査委員会議事録」（人事/2010/H34）。
- 60 「東北大学教員適格審査委員会雑綴」（人事/2010/H26）。
- 61 「適格審査室、大学事務局そのほかへの報告回答通知等」（石崎Ⅱ/4）。『東北大学百年史八 資料一』206～215頁に一部が翻刻されている。相良についての報告は当初廣濱にも提出される予定であったようであるが、貼紙で高橋宛に訂正されている。
- 62 「適格審査室、大学事務局そのほかへの報告回答通知等」（石崎Ⅱ/4）。
- 63 「適格審査二関スル通牒・指示其他（公職適否関係ハ除ク）」（石崎Ⅱ/3）。
- 64 例えば、東北帝国大学理学部教員適格審査委員会の適格者名簿（人事/2010/H18-2）からわかる判定日と、理学部・硝子研究所の二級官の調査表（人事/2010/H19-3・9）からわかる調査表の作成日を比較すると、

理学部 8 名・硝子研究所 3 名のうち審査の後に調査表を作成したとわかる者が理学部 7 名・硝子研究所 3 名である（いずれも審査は 7 月中に行われ、調査表の作成は 8 月中である）。理学部の 7 名には、審査委員に選ばれた二級官 4 名が含まれているが、審査記録（人事 /2010/H17-2）によれば 7 月 8 日の委員会で「調査表ニヨリ逐次審議」されいずれも適格となったとされている。少なくとも、人事課文書に現存する理学部教員適格審査委員会関係の調査表の多くは、審査に用いられたものではなく、審査の実際を示すものとは言い難い。

65 「調査表」（石崎Ⅱ /17）。

66 東北大学史料館のウェブページ中「所蔵資料目録・データベース」（<http://www2.archives.tohoku.ac.jp/siryu-database.html>）。人事課文書は「東北大学特定歴史公文書目録」、石崎文書Ⅱは「東北大学関係個人・関連団体資料目録」を参照。